

激甚災害指定基準・局地激甚災害指定基準

1. 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法適用 条項と適用措置	指定基準
第2章(第3条) (第4条) 公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別の財政援助	<p>A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%</p> <p>B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が 1 以上</p>
第5条 農地等の災害復 旧事業等に係る 補助の特別措置	<p>A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% ……の県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円……の県が 1 以上</p>
第6条 農林水産業共同 利用施設災害復 旧事業費の補助 特例	<p>(1) 第5条の措置が適用される場合 又は</p> <p>(2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5%</p> <p>又は</p> <p>(4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合 を除く。</p>
第8条 天災による被害 農林漁業者等に 対する資金の融 通に関する暫定 措置の特例	<p>A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3%……の県が 1 以上</p> <p>ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様 から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおと被害の 実情に応じて個別に考慮する。</p>
第11条の2 森林災害復旧事 業に対する補助	<p>A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%</p> <p>B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が 1 以上</p> <p>ただし、A Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額 は木材生産部門に限る。</p>
第12条	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%

資料 9-4 激甚災害指定基準・局地激甚災害指定基準

<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p>	<p>B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ (1)一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ……の県が 1 以上 又は (2)一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円……の県が 1 以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>	
<p>第 16 条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 第 17 条 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 第 19 条 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>	
<p>第 22 条 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</p>	<p>A 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000戸 B (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が 1 以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が 1 以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>	
<p>第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p>	<p>第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。</p>	
<p>第 7 条 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助</p>	<p>第 14 条 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p>	<p>災害の実情に応じ、その都度検討する。</p>
<p>第 9 条 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助</p>	<p>第 20 条 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例</p>	
<p>第 10 条 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助</p>	<p>第 21 条 水防資材費の補助の特例</p>	
<p>第 11 条 共同利用小型漁船の建造費の補助</p>	<p>第 25 条 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p>	

資料 9-4 激甚災害指定基準・局地激甚災害指定基準

2. 局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	指定基準
<p>第2章（第3条） （第4条） 公共土木施設災害 復旧事業等に関する 特別の財政援助</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>①(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入×50%（査定事業費が1千万円未満のものを除く。） (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する 公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入×20% (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入×20% + (当該市町村の標準税収入-50億円)×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1 億円未満である場合を除く。</p> <p>②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明 らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がお おむね十未満のものを除く。）</p>
<p>第5条 農地等の災害復 旧事業等に係る 補助の特別措置</p>	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額から見て①に掲げる災害に明ら かに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がお おむね十未満のものを除く。）</p>
<p>第6条 農林水産業共同 利用施設災害復 旧事業の補助特 例</p>	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額から見て①に掲げる災害に明ら かに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がお おむね十未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものにつ いて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額×10% （漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむ ね5千万円未満である場合を除く。</p>
<p>第11条の2 森林災害復旧事 業に対する補助</p>	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） > 当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のお おむね0.05%未満のものを除く。） かつ (1) 大火による災害にあっては、要復旧見込面積 > 300ha 又は (2) その他の災害にあっては、 要復旧見込面積 > 当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）×25%</p>
<p>第12条 中小企業信用保 険法による災害 関係保証の特例</p>	<p>(4) 中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額×10% （被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
<p>第24条 小災害債に係る 元利償還金の基 準財政需要額へ の算入等</p>	<p>第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。</p>